

下古屋公民館管理運営規則

目次	第1章	総 則
	第2章	基本的事項
	第1節	施設利用に関する規制
	第2節	費用の負担
	第3節	災害対策委員会等の設置
	付 則	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は下古屋公民館・下古屋公会堂（以下施設と称する）の管理に関する施設の基本となる条項を定めるを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において「施設の管理運営規則」とは、下古屋に在住する区民ならびに保全の責務について定めるものである。

2 この規則において『諸団体・同好会等の活動』とは、区長が承認する団体等が施設を利用して行う文化活動等を言う。

(区の責務)

第3条 区長は、施設の維持管理に関する基本的かつ総合的施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 施設・装置・備品等は備品台帳により管理保全する。

(諸団体の責務)

第4条 諸団体の活動に際して施設・装置・備品等の保全をするための区の施策に準じて施設・装置・備品の保全ならびに経費節減に寄与するように努めなければならない。

第2章 基本的事項

第1節 施設利用に関する規制

(施設の利用)

第5条 利用者が施設を利用する場合、1週案前に区長に申し入れる。
但し、個人の非事等により利用する場合は、区長が調整する。

- 2 利用者は別に区長が定める「公民館借用書」に目的・期間等の記入手続き後、鍵を副区長より借用する。

(下古屋公民館使用申請書例)

使用責任者	住所	氏名	電話
使用区分	①和室1号・2号	②ホール	③備品
使用月日	①午前・午後	時 分 ~	時 分
備考			
使用料金	円		

- 3 施設の利用に伴う「鍵」の受け渡し、ならびに利用料の受領事務処理は、副区長がこれを行う。

第2節 費用の負担

(公民館利用料)

第6条 自治区内の諸団体が区の事業に参画するため利用したり、自らの行事等に利用する場合は無料とする。

- 2 前項とは別に次の場合、利用料を徴収するものとする。

利用者	利用内容	時間	利用料	
自治区内諸団体等	高齢者クラブ	参加者が受講料の支払いをする講習会等の開催	1区分	1,000円
	女性会			
	年行司			
	子ども会			
	棒の手			
	ジュニアクラブ			
	同好会			
個人	非事その他	1日	10,000円	
他自治区の団体・同好会の会合ならびに講習会		1区分	1,200円	
団体が計画する事業で実益があるもの		1日	20,000円	

*区分 ①早朝～9時、②9時～13時、③13時～17時、
④17時～21時

付則…この管理運営規則は平成14年4月1日から適用する。

第3節 災害対策委員会等の設置

(災害対策会議の設置)

第7条 施設の利用に伴い施設・装置・備品等が損壊等した場合には、区長は災害対策会議を設置して協議するものとする。

第8条 災害対策会議は区長が招集し、その構成は次の通りとする。審議結果に基づく責務を区長名により当該利用者に命ずることができる。

損壊等の程度 (施設装置の復元費)	構成
----------------------	----

500,000円以上	緊急総会
200,000円以上	組長および区長が任命する緊急対策委員・諸団体役員にて構成
100,000円以上	組長および団体役員
100,000円未満	区長の判断によって会議の構成を定める

- 2 対策会議の構成は災害の程度内容によって区長これを変更することができる。

付 則

- 1 本規則は昭和57年1月2日から施行する。
但し、本件書面審議後仮採用する。
- 2 本則の改正は総会にて決定する。
- 3 本規則は平成8年4月1日より適用する。
- 4 本規則は平成9年4月1日より適用する。